

令和 7 年第 2 回宇佐市教育委員会会議録

令和7年2月10日午後3時30分、宇佐市教育委員会を34会議室に招集した会議は次のとおりです。

- 出席委員
教 育 長
教育長職務代理者
委 員
委 員
委 員
川島 数志
佐藤 修水
徳光 優子
小野 裕美子
古里 万里子
- 欠席委員 なし
- 説明のため会議に出席した職員
教育次長兼社会教育課長
教育総務課長
学校教育課長
図書館長
学校給食課長
〆野 勝教
西田 洋子
三浦 圭二
松壽 敬
向 英子
- 本会議の書記
教育総務課教育総務係課長補佐（総括）時枝

◎附議事項

- | | | |
|-------|----------------------------------|---------|
| 議第5号 | 令和6年度教育費一般会計補正予算（第8号）（案）について | （各課） |
| 議第6号 | 令和7年度教育費一般会計当初予算（案）について | （各課） |
| 議第7号 | 令和7年度教育委員会の基本方針等について | （教育総務課） |
| 議第8号 | 宇佐市GIGAスクールサポーター設置要綱の一部改正について | （学校教育課） |
| 議第9号 | 宇佐市ICT支援員設置要綱の一部改正について | （学校教育課） |
| 議第10号 | 指定校変更について | （学校教育課） |
| 議第11号 | 区域外就学について | （学校教育課） |
| 議第12号 | 小規模特認校就学申請について | （学校教育課） |
| 議第13号 | 宇佐市幼児教育振興プログラム推進協議会設置要綱の一部改正について | （学校教育課） |
| 議第14号 | 「第四次宇佐市子ども読書活動推進計画」の策定について | （図書館） |
| 追加議案》 | | |
| 議第15号 | 指定校変更について | （学校教育課） |

◎報告事項

(1) 3月の行事等の予定について

(各課)

(開会 午後3時30分)

教 育 長	令和7年第2回宇佐市教育委員会の開会を告げる。
事 務 局	(令和7年第1回の会議録を読み上げる)
教 育 長	令和7年第1回の会議録を各委員に諮り承認される。
教 育 長	議第5号令和6年度教育費一般会計補正予算(第8号)(案)について、各課に説明を求める。
各 課 長	議第5号令和6年度教育費一般会計補正予算(第8号)(案)について、ご説明します。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
委 員	異議なし。
教 育 長	それでは、議第5号令和6年度教育費一般会計補正予算(第8号)(案)については承認とし、次に議第6号令和7年度教育費一般会計当初予算(案)について、各課に説明を求める。
各 課 長	議第6号令和7年度教育費一般会計当初予算(案)について、ご説明します。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
委 員	図書館の会計年度任用職員は何名ですか。そのうち司書は何名ですか。業務量的に人員は不足していませんか。
図 書 館 長	会計年度任用職員15名中、司書が13名、自動車図書館運転手が2名です。コロナの時期に自動貸出機、自動返却機を導入した際に費用対効果等を検討し、職員体制を見直して現在の人員体制に至りました。
委 員	会計年度任用職員と公民館や図書館などの各種委員の報酬はどういう手続きで改定されるのですか。
教 育 次 長	社会教育委員などの特別職は、報酬審議会で決まります。会計年度任用職員は、総務課で職員と同様の給料表に格付けされます。
委 員	図書館司書等の有資格者は任用期間が短いとなかなか見つからないのではないですか。人員確保の状況は。
図 書 館 長	年によって応募者数の増減はありますが、今のところ確保できています。
教 育 長	他に質問はありませんか。
委 員	来年度の特別支援教育支援員や複式改善等の臨時講師の人数を教えてください。
学 校 教 育 課 長	特別支援教育支援員が43人、複式改善臨時講師が15人、習熟度別臨時講師が2人です。

委員	教育総務課長	わかりました。
教員		他に質問はありませんか。
委員		学校の防犯システムとはどのようなものですか。
教育総務課長		学校敷地内への侵入者の監視及び抑止のため、各学校の出入口の数に応じて防犯カメラを設置し、記録用パソコンとモニターを職員室に配置します。令和6年、令和7年の2年間で小中学校31校に設置する計画です。
教員		他に質問はありませんか。
委員		図書館の図書購入費は足りていますか。
図書館長		本の購入と電子分館の経費を合わせると例年並みで予算計上しています。図書館規模からいって、いわゆるふさわしい基準と比べるとさほど予算が少ないわけではありません。
委員		わかりました。
教員		他に質問はありませんか。
委員		異議なし。
教育長		それでは、議第6号令和7年度教育費一般会計当初予算（案）については承認とし、次に議第7号令和7年度教育委員会の基本方針等について、学校教育課に説明を求める。
教育総務課長		議第7号令和7年度教育委員会の基本方針等について、ご説明します。
		（別紙資料に記載）
教員		何か質問はありませんか。
委員		異議なし。
教育長		それでは議第7号令和7年度教育委員会の基本方針等については承認とし、次に議第8号宇佐市GIGAスクールサポーター設置要綱の一部改正について、学校教育課に説明を求める。
学校教育課長		議第8号宇佐市GIGAスクールサポーター設置要綱の一部改正について、ご説明します。
教員		何か質問はありませんか。
委員		異議なし。
教育長		それでは議第8号宇佐市GIGAスクールサポーター設置要綱の一部改正については承認とし、次に議第9号宇佐市ICT支援員設置要綱の一部改正について、学校教育課に説明を求める。
学校教育課長		議第9号宇佐市ICT支援員設置要綱の一部改正について、ご説明します。
		（詳細は議案に記載）
教員		何か質問はありませんか。
委員		異議なし。
教育長		議第9号宇佐市ICT支援員設置要綱の一部改正については承認とし、次に議第10号指定校変更について、学校教育課に説明

	を求める。
学校教育課長	議第10号指定校変更について、ご説明します。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
委 員	異議なし。
教 育 長	それでは議第10号指定校変更については承認とし、次に議第11号区域外就学について、学校教育課に説明を求める。
学校教育課長	議第11号区域外就学について、ご説明します。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
委 員	異議なし。
教 育 長	それでは議第11号区域外就学については承認とし、次に議第12号小規模特認校就学申請について、学校教育課に説明を求める。
学校教育課長	議第12号小規模特認校就学申請について、ご説明します。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
委 員	出席状況はどうですか。欠席日数は多くないですか。
学校教育課長	特に欠席が多いということはありません。
委 員	4月から西馬城小学校は児童数何名になりますか。
学校教育課長	12名の予定です。
教 育 長	他に質問はありませんか。
委 員	異議なし。
教 育 長	それでは議第12号小規模特認校就学申請については承認とし、次に議第13号宇佐市幼児教育振興プログラム推進協議会設置要綱の一部改正について、学校教育課に説明を求める。
学校教育課長	議第13号宇佐市幼児教育振興プログラム推進協議会設置要綱の一部改正について、ご説明します。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
委 員	「架け橋プログラム」が加わると今とどういうところが変わるのですか。
学校教育課長	今まではスタートカリキュラム、アプローチカリキュラムといって就学直前から入学後の短期間のプログラムを作っていました。 「架け橋プログラム」というのは、就学前の年長の1年間と、入学後の新1年生合わせ2年間のカリキュラムを作成していくこととなりますので、そのモデルをこの推進協議会の中で作っていきながら、また各小学校と園と一緒にカリキュラムを作っていくというような作業を来年度から本格的に始めていく流れになっております。

教	育	長	全体が見えないところもありますが、来年度進めながら、随時報告をして中身が見える形にしていきたいと思います。			
教	育	長	他に質問はありませんか。			
委		員	異議なし。			
教	育	長	それでは議第 1 3 号宇佐市幼児教育振興プログラム推進協議会設置要綱の一部改正については承認とし、次に議第 1 4 号「第四次宇佐市子ども読書活動推進計画」の策定について、図書館に説明を求める。			
図	書	館	長	議第 1 4 号「第四次宇佐市子ども読書活動推進計画」の策定について、ご説明します。 (詳細は議案に記載)		
教	育	長	何か質問はありませんか。			
委		員	読み聞かせの関係者にも配布していただきたいです。			
教	育	長	十分活用していけるようお願いします。			
教	育	長	他に質問はありませんか。			
委		員	異議なし。			
教	育	長	それでは議第 1 4 号「第四次宇佐市子ども読書活動推進計画」の策定については承認とし、次に追加議案議第 1 5 号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。			
学	校	教	育	課	長	議第 1 5 号指定校変更について、ご説明します。 (詳細は議案に記載)
教	育	長	何か質問はありませんか。			
委		員	2、3、4 番は、申請理由が生徒指導上の理由となっていますが、放課後児童クラブのことも書いていますね。			
学	校	教	育	課	長	学校での児童の様子を校長に聞きましたが、特に問題なく過ごしているということです。児童クラブについては、保護者の勤務の関係でお迎え時間に間に合わないのが、希望校の校区の児童クラブだと都合がよいというようなことを言っていました。
教	育	長	委員の皆さん、いかがでしょうか。今の状況では指定校変更の承認は難しいようにありますので、今回は保留にして、担当課でもう一度保護者とお話をしてみてはいかがでしょうか。			
委		員	異議なし。			
教	育	長	それでは議第 1 5 号指定校変更についての 1 番は承認、2、3、4 番は保留とします。次に報告第 1 項 3 月の行事等の予定について、各課に報告を求める。 (詳細は議案に記載)			
教	育	長	何か質問はありませんか。ないようですので、次回教育委員会の日程について			
事	務	局	次回教育委員会の日程について、3 月 2 5 日午後 2 時 0 0 分から 3 4 会議室で如何でしょうか。			

教 育 長 3月25日午後2時00分からでよろしいでしょうか。
各委員に諮り確認のうえ、第2回定例教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後4時10分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。